

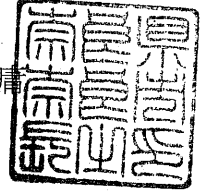


別紙様式第2号 (第3関係)

平成31年 1月18日

奈良市議会議長 東久保 耕也 様

回答者 奈良市長 仲川 元

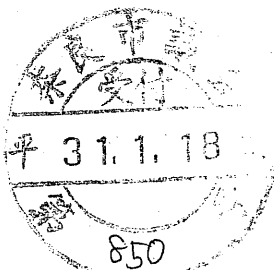


文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく三橋議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	市政運営について 1、奈良県文化会館の耐震問題について
回答内容	1、奈良県文化会館の耐震問題について 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)が平成25年11月25日に改正され、要緊急安全確認大規模建築物については、耐震診断を行いその結果を所管行政庁に報告しなければならないこととされました。 このことを受けて、要緊急安全確認大規模建築物に該当する奈良県文化会館につきましては、耐震改修促進法附則第3条第1項の規定に基づき平成27年12月10日付けで建物所有者である奈良県から「耐震診断の結果の報告書」が奈良市に提出され、耐震改修を行う旨の報告(着工及び完了予定時期未定)を受け公表(平成29年3月24日奈良市HP掲載)しているところです。 このことから、当該施設の耐震の対応につきましては、施設を所有されている奈良県が適切に判断されるべきものと考えます。

(担当部局：都市整備部 建築指導課)



受理日 31年1月18日